

ジャパン石油製品

Japan Products

ジャパン石油製品（国内海上）レポートにおける
国内海上バージ石油製品のスポット価格評価基準
改訂版（2014年7月28日）

受渡形態と受渡ポイントと価格評価地域

受渡数量

受渡タイミング

価格評価時間帯

価格評価の優先順位

基本的な価格評価のあり方

価格評価の対象となる取引

市況連動取引の価格評価への反映基準

品質

RIM Trading Board の価格評価基準

JOXの現物取引における価格評価基準

国内石油製品ペーパースワップ価格評価基準

受渡形態と受渡ポイントと価格評価地域

製油所および二次基地出しバージ取りの EX パイプ取引を価格評価の基準とする。二次基地出しの場合、出荷地の明記が望ましい。持ち届け取引は価格評価において参考とする。その場合、EX パイプ価格への引き戻しは実勢運賃を用いる。

RIM で価格評価する受渡地域は、京浜湾岸、西日本（和歌山を含む大阪湾岸の阪神および瀬戸内以西の大分を含む大西）の 2 地域とする。地域間格差に関しては、地域独自の需給を考慮する一方で、実態から乖離した評価とならないよう留意し、実勢フレート格差を考慮した上で、実態をより反映した評価を行う。このため、成約価格、売買唱えレベルに変化がない場合でも、地域間格差の関係で評価価格が上下する場合がある。

受渡数量の対象基準

価格評価の対象となる受渡数量は、ガソリン、中間留分および HSC 重油で 1 ロット 200k1 以上を基準とする。LSC 重油は 1,000k1 以上を基準とし、500k1 以上～1,000k1 未満の取引は参考とする。

取引数量の大小による評価価格への反映は、原則として 50%が加重平均を、残り 50%が取引成立件数を優先し、件数による平均を採用する。具体的には以下の通りとなる。

$$\text{海上リム価格} = (\text{加重平均} + \text{価格平均}) \div 2$$

受渡タイミング

当月 25 日まで当月渡し物を価格評価の対象とし、翌営業日の 26 日から翌月渡し物に価格評価

が移行する。25 日が休業日の場合、その前日が当月渡しの価格評価最終日となる。

価格評価の時間帯

当日の価格評価は、10 時から 15 時に成立した取引の価格や取引にまつわる売買唱えを原則とする。ただし、先物市場やペーパー swaps 市場の値動きが激しい昨今の状況を鑑み、14 時から 15 時の時間帯、またはこれに近い時間に成立した取引や提示された売買唱えをより重視する。

価格評価の優先順位

価格評価の優先順位は原則として下記 3 項目とする。

- (1) 成約価格
- (2) ファームなオファーおよびビッド
- (3) インディケーション
(売り気配、買い気配)

ただし、(1) の妥当性を吟味する上で (2) および (3) についても価格評価上、これを重視する。とくに (2) に関し数量・タイミング・受渡しポイントがはっきりしているものについては (1) に準ずる扱いとする。実勢をより忠実に反映する上で、多数の市場参加者が唱えている売買値のレンジから大きく乖離している成約価格は評価の対象から除外する。

需給要件、原油・海外製品価格変動、為替動向などは、基本的に成約価格や売買唱えに反映され

ているものと見做す。絶対値の評価に際しては、ペーパーズワップ取引価格も参考とする。

さらに現物フォワード（現物先渡し）取引における価格も評価の対象とするほか、東京商品取引所の石油先物取引価格も参考とする。

基本的な価格評価のあり方

「市場参加者の多くが売買可能な価格」、すなわち「実勢相場」を導き出すため、極端な高値、安値の成約は事実であっても、「実勢相場」から大きく乖離している場合、これを除外する。価格評価を行う上で判断材料となる成約情報は下記 3 つが挙げられる。

- (1) 売買当事者双方から確認を得たもの
- (2) 売買当事者の何れか一方から確認を得たもの
- (3) 情報ソースとして信頼すべき複数の第三者から伝えられたもの

情報の信頼性として(1)が最も望ましいものの、種々の制約から(2)に留まるケースも多い。RIMでは価格評価にあたって(1)の情報を原則とし、(2)の情報も参考とする。ただし、(3)は採用しない。また、売買当事者からの情報であっても、それが虚偽であることが判明した場合、これを採用しない。

価格評価の対象となる取引

スポットベースのアウトライイト取引を評価基準に置き、売買当事者から確認が得られたものを採用する。ターム取引は除外する。また、抱き合

わせ取引、受渡地区や受渡時期のスワップ取引、さらにバーター(交換)取引は、価格評価の参考とするが、全面的に反映はしない。

産燃ユーザー向けの直需販売は、その取引の性格上、種々の要因により、スポット市況の実勢から乖離した価格で決定することも多い。このため、価格評価の参考とはするものの、全面的に評価へ反映することはしない。

市況連動取引の価格評価への反映基準

月間平均値に連動した市況連動取引（RIM リンク取引）の成約や売買唱えに関し、需給・コスト要件などに変化がない場合、プレミアムやディスカウントは原則として、その変動幅を絶対値に反映させる。

市況連動取引のプレミアムやディスカウントは、一般的に現行相場に対する強弱の現れと捉えられ、下記 3 項目も要素として含まれる。

- (1) 品質格差
- (2) 地域格差
- (3) 口銭

(1)と(2)に関しては、一般的な相場に対する強弱材料と分けて評価する。

価格査定の基本となる月間平均は、ガソリン、灯油、軽油、A 重油および LSA 重油の 5 油種について、以下の通りとする。

①価格評価対象が翌月に移行する 26 日から受渡月の 10 日までは、RIM で採取した当日の当該限月

のペーパー Swap 価格を充てる。たとえば、2014 年 6 月渡しの場合、5 月 26 日から 6 月 10 日まではそれぞれの日のペーパー Swap 6 月きり価格中値を月間平均とみなし、「+200 円/k1」の成約は当日のペーパー Swap 価格中値に 200 円を加算して絶対値に換算する。

②6 月 11 日から 25 日までは、1 日から 25 日までの営業日平均（前日の価格が 25 日まで変わらないと仮定したうえで算出）に、26 日から末日分として、RIM で採取した翌月きりのペーパー Swap 価格中値を採用し、両者の営業日平均を査定 of 基準となる”月間平均”とする。

LSC 重油および HSC 重油の 2 油種は、前日レポートの価格を月末まで変わらないものと仮定した上で推定値を出し、これを月間平均とみなす。

品質

基本的に日本工業規格（JIS）+ 業界標準規格に合致した国産品あるいは通関後の輸入品を評価対象とする。以下は油種別の評価基準と考慮する諸点。

レギュラーガソリン：オクタン価（リサーチ法、RON）：90 以上。JIS や品質確保法による標準規格（SQ）では 89 以上となっているものの、現実に流通しているレギュラーガソリンのオクタン価は 90 以上が事実上の業界標準となっている。

MTBE 含有量：ゼロ。JIS および品質確保法の双方の規定で 7%以下となっているものの、実際に流通しているレギュラーガソリンの MTBE 含有量はゼロとなっている。したがって、価格評価の対象となるレギュラーガソリンはオクタン価、MTBE

含有量の 2 点において事実上の業界標準を満たしたものとす。

灯油：カラー（色、セーボルト）に関し、JIS および品質確保法の規定値は+25 以上だが、実際の業界標準は+30 以上となっている。このため、価格評価はカラーが+30 以上のものを対象とする。

軽油：JIS で定める 1 号および 2 号軽油を所謂、一般流通品と見做し、価格評価も 1 号および 2 号をベースとする。冬季の寒冷地用 3 号および特 3 号品は、1 号および 2 号品に品質格差（プレミアム）をつけて取引されるため、価格評価には反映させない。基本的に非課税物を価格評価の対象とし、課税物は評価の対象から除外する。

A 重油：西日本における水島出しなどの”ホワイト A”は、一般の A 重油に対して一定の品質格差的なプレミアムが付くため、価格評価においては、そのプレミアムをそのまま反映はしない。ただ、プレミアムの上下は需給状況を示す指標的な役目があるため、価格評価における参考とする。

LSC 重油：レポート表記上は硫黄分 0.3%が価格評価の対象となっているが、0.2%および 0.4%品についても対象とする。HPP 品だけを対象とし、LPP 品は対象外とする。ユーザーの入札価格は、価格動向を指し示すものとして価格評価において参考とする。

HSC 重油：硫黄分 3.0%がレポートの表記上、評価の基準となっているものの、実際の評価におい

ては硫黄分 2.5%までを対象とする。一方、200kl 未満の小口取引は価格評価に反映させない。ただ、そのプレミアムは需給動向を指し示してため参考とする。ユーザー向け販売価格は LSC 重油と同様の扱いとする。

RIM Trading Board の価格評価基準

価格評価対象となるビッドおよびオファー

「RIM Trading Board」に 14 時から 15 時までに提示されたビッドおよびオファーを価格評価の対象とする。「RIM Trading Board」に掲示するオファーおよびビッドならびに成約は、電話、Eメールおよびヤフーメッセージほか、各種コミュニケーションサービスを通じて寄せられたものに加え、本紙スタッフの取材したものとする。

JOX の現物取引における価格評価対象

JOX スクリーン上に提示される直近受渡しを価格評価の対象とする。毎月 26 日から翌月渡しの取引に移行する。

アセスメントウィンドウ

スクリーン上に 14 時までに提示されたビッドおよびオファーを基準とし、14 時 30 分までに成立した取引を価格評価の対象とする。アセスメントウィンドウ外の時間帯に提示されたビッドおよびオファーや成約は原則として価格評価の対象としない。時間内の取引であっても、ビッドやオファーのレンジから極端に乖離した成約や確認がとれない取引は対象としない。成約がない場合、ビッドやオファーを価格評価の参考とする。

国内石油製品ペーパーズワップ価格評価

価格評価対象の製品

レギュラーガソリン、灯油、軽油、A 重油、LSA 重油、LSC 重油、HSC 重油の 7 油種。

価格評価タイミング

3 カ月先までの 3 限月が価格評価の対象となる。3 限月の最初の月（フロント・マンス）の価格評価は、現物受渡し月の 10 日（休業の場合、繰り上げ）が最終日となり、11 日から翌月物に移行する。

例えば、2014 年 6 月の場合、フロント・マンスとしての 7 月きりの価格評価は 6 月 11 日から始まり、7 月 10 日が最終日となる。11 日からフロント・マンスは 8 月きりに移行する。

評価要素

原則として 14 時から 15 時を価格評価のアセスメントウィンドウとする。この間に RIM Trading Board、OTC、JOX、JOE を含めたペーパーズワップ市場で提示されたファームなビッド・オファーおよび成立した取引を価格評価の対象とする。

東京・編集部 03-3552-2411

国内石油製品チーム

(C) RIM Intelligence Co.